

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(美浜3号炉、高浜1, 2, 3, 4号炉及び大飯3, 4号炉 設置変更(大山生竹テフラ噴出規模見直し))【3】

2. 日時：令和2年9月9日 16時00分～18時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室 (TV会議システムを利用)

4. 出席者 (◎・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

渡邊安全規制調整官、岡本主任安全審査官、小林主任安全審査官、中原主任安全審査官、沼田主任安全審査官、藤原主任安全審査官、堀口主任安全審査官、田中安全審査専門職、大野安全審査官、小西審査チーム員、鈴木審査チーム員、府川審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力技術部門 プラント・保全技術グループ
チーフマネジャー、他11名◎

5. 要旨

(1) 関西電力より、美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の原子炉設置変更許可申請(大山生竹テフラの噴出規模見直し)について、これまでに提出のあった資料を用いて、説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、今回の説明内容を含め、以下の主な点について事実確認等を行うとともに、今後、これらの説明内容について、引き続き確認していく旨を伝えた。

- これまでの審査会合での指摘事項に対する対応状況を整理し、今回説明する項目及び今後の回答予定項目を示すこと。
- 降灰層厚変更による海水ストレーナへの影響の有無について、詳細に説明すること。
- 建屋の火山灰除去に要する時間の評価において、堆積面積の内訳に外部遮へい建屋が含まれていない理由について説明すること。
- 建屋の火山灰除去に要する時間の評価で使用している「国土交通省土木工事積算基準」の、作業人工の種類とその採用根拠について説明すること。
- 燃料油輸送ルートを除灰評価について、復旧時間概算の対象としているアクセスルートを明確化して説明すること。
- 重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設への影響を評価する際、層厚変更が影響を与える要因を荷重に限定しているが、その他の影響因子を除外した根拠を説明すること。
- 重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設のうち、除灰して復旧させる設備については、降灰層厚変更の影響を受けないことを再確認し、説明すること。

- 降灰層厚変更に伴い再評価が必要となる実用炉規則第八十三条第一号に係る施設及び運用の抽出フローについて、対象となる母集団を明示し、抽出過程の詳細を説明すること。

(3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし

以上